

亀山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月20日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第30号

亀山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

亀山市農業集落排水処理施設条例（平成17年亀山市条例第124号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（設置）</p> <p>第1条 市は、農業集落における農業用排水の水質保全及び環境衛生の向上を図るため、農業集落排水事業により農業集落排水処理施設（<u>汚水を排除するために市が管理する排水管、公共ますその他の排水施設並びに汚水を最終的に処理するために設けられる施設をいう。</u>以下「処理施設」という。）を設置する。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 市は、農業集落における農業用排水の水質保全及び環境衛生の向上を図るため、農業集落排水事業により農業集落排水処理施設（以下「処理施設」という。）を設置する。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に</p>

<p>掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[ (1) 略 ]</p> <p>[号を削る。]</p> <p><u>(2)</u> [略]</p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p>(新規加入)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 前項の新規加入金及び工事に要する費用 <u>(新規加入者が同項の工事を施工する場合には、新規加入金に限る。)</u> は、前納しなければならない。</p>	<p>掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[ (1) 略 ]</p> <p><u>(2) 処理施設 汚水を排除するために市が設置し、及び管理する排水管、公共ますその他の排水施設並びに汚水を最終的に処理するために設けられる施設をいう。</u></p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p>(新規加入)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 前項の新規加入金及び工事に要する費用は、前納しなければならない。</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。